

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、因幡電機産業株式会社と称し、英文では INABADENKI SANGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具、情報通信機械器具、一般機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、医療機械器具、瓦斯器具、給水・排水設備機器の設計、製造、加工、施工、保守ならびに販売
- (2) 電子部品・デバイス、プラスチック製品、金属製品、建築材料の設計、製造、加工ならびに販売
- (3) 各種商品の販売
- (4) 前各号物品の輸出入業
- (5) 電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事、建築工事、消防施設工事の設計施工および工事監理、請負
- (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (7) 情報通信サービス、情報処理サービスおよび情報提供サービス
- (8) 損害保険代理店業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) 有価証券の保有および運用
- (12) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,584万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規定)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会はその必要あるときに隨時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合をのぞき、取締役社長がこれを招集する。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合をのぞき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の権限)

第23条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(相談役)

第27条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会においてこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和42年11月27日変更
昭和43年11月26日変更
昭和49年11月21日変更
昭和50年11月12日変更
昭和51年 9月14日変更
昭和55年 2月12日変更
昭和57年11月15日変更
昭和58年12月 5日変更
昭和61年12月15日変更
昭和62年12月14日変更
昭和63年 8月31日変更
平成 元年 6月29日変更
平成 2年 6月28日変更
平成 3年 6月27日変更
平成 5年 6月29日変更
平成 6年 6月29日変更
平成 9年 6月27日変更
平成10年 6月26日変更
平成11年 6月25日変更
平成12年 6月23日変更
平成14年 6月21日変更
平成15年 6月20日変更
平成16年 6月18日変更
平成17年 6月17日変更
平成18年 6月16日変更
平成20年 6月20日変更
平成21年 6月19日変更
平成23年 6月17日変更
令和 元年12月 1日変更
令和 2年 6月19日変更
令和 4年 6月24日変更
令和 5年 3月 2日変更
令和 7年12月 1日変更